

専決処分に適する事態が予想される場合は、あらかじめ、第180条第1項に基づいて、専決処分事項を受けておくことが適当であるとされています。

	180条	179条
性質	任意委任的	法定委任的
要件	議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したもの	①議会が成立しないとき ②百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき ③特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるとき ④議会において議決すべき事件を議決しないとき
処置	報告のみ（法の規定はないが原則次の会議）	報告と承認（次の会議で）
効果	議会議決又は決定と同様	左に同じ （承認が得られなかった場合も効力に影響なし）
他団体の対応	別紙のとおり	-
メリット	迅速な対応が可能 議会開会中でも認められる 告示されていないものも直ちに定例会に付議することができる	承認という形で議会の意思が示せる
デメリット	-	羈束裁量に該当。要件の客観性判断に余地が残る 議会開会中では、事務処理が混乱 自由裁量⇔法規裁量
理科大学案との差異	軽易な事項に限る。 1割以内、一定額以内の金額に係る変更契約	-

請負契約の変更契約に係る議決、承認事例

No.	会期	工事名	変更前	変更後	金額差	%	契約の相手方	摘要
1	平成29年5月臨時	山口東京理科大学薬学部増築工事 (杭工事)	604,800,000	608,576,760	3,776,760	0.62	嶋田・ヘキムラ・ エムビーオーJV	議案
2	平成29年9月定例	山口東京理科大学薬学部増築工事 (A棟建築主体工事)	2,170,800,000	2,302,095,600	131,295,600	6.05	嶋田・ヘキムラJV	議案
3	平成29年9月定例	山口東京理科大学薬学部増築工事 (B棟建築主体工事)	1,825,200,000	1,866,075,840	40,875,840	2.24	西松・富士産業JV	議案
4	平成29年10月臨時	山口東京理科大学薬学部増築工事 (A, B棟電気設備工事)	766,800,000	788,616,000	21,816,000	2.85	中電工・太陽産業JV	議案
5	平成29年12月定例	山口東京理科大学薬学部増築工事 (A, B棟電気設備工事)	788,616,000	800,485,200	11,869,200	1.51	中電工・太陽産業JV	議案
6	平成30年3月定例	山口東京理科大学薬学部増築工事 (A棟建築主体工事)	2,302,095,600	2,346,829,200	44,733,600	1.94	嶋田・ヘキムラJV	179条専決 承認
7	平成30年3月定例	山口東京理科大学薬学部増築工事 (B棟建築主体工事)	1,866,075,840	1,888,290,360	22,214,520	1.19	西松・富士産業JV	179条専決 承認
8	平成30年3月定例	山口東京理科大学薬学部増築工事 (A, B棟機械設備工事)	1,382,400,000	1,408,395,600	25,995,600	1.88	三建設備・嶋田JV	179条専決 承認
9	平成30年5月臨時	山口東京理科大学薬学部増築工事 (A棟建築主体工事)	2,346,829,200	2,362,392,000	15,562,800	0.66	嶋田・ヘキムラJV	179条専決 承認
10	平成30年5月臨時	山口東京理科大学薬学部増築工事 (A, B棟機械設備工事)	1,408,395,600	1,412,726,400	4,330,800	0.31	三建設備・嶋田JV	179条専決 承認
11	平成30年5月臨時	山口東京理科大学薬学部増築工事 (A, B棟電気設備工事)	800,485,200	802,926,000	2,440,800	0.30	中電工・太陽産業JV	179条専決 承認
12	平成30年5月臨時	山口東京理科大学薬学部増築工事 (C棟建築主体工事)	242,784,000	285,373,800	42,589,800	17.54	嶋田・アーステックJV	179条専決 承認
13	平成30年5月臨時	山口東京理科大学薬学部増築工事 (A, B棟機械設備工事)	1,412,726,400	1,411,851,600	-874,800	-0.06	三建設備・嶋田JV	179条専決 承認
14	平成30年9月定例	山口東京理科大学薬学部増築工事 (C棟建築主体工事)	285,373,800	293,274,000	7,900,200	2.77	嶋田・アーステックJV	議案
15	平成30年9月定例	山口東京理科大学薬学部増築工事 (C棟空気調和設備工事)	410,400,000	426,643,200	16,243,200	3.96	三建設備・嶋田JV	議案
16	平成31年3月定例	埴生小・中学校整備事業 (児童棟新築 建築主体・付帯工事)	657,720,000	662,169,600	4,449,600	0.68	嶋田・ヘキムラJV	議案

他都市における契約変更に係る専決処分指定の状況

No.	都市名	契約変更に係る専決処分の規定(無い場合は×)
1	札幌市	議会の議決を経た工事の請負契約について、契約金額をその10パーセントを超えない範囲内で変更すること。ただし、当該変更に係る金額が120,000,000円をこえる場合を除く。
2	仙台市	議会の議決を経た工事又は製造の請負契約(以下この号において「議決契約」という。)の変更で当該変更後の契約金額と議決契約の契約金額との差額が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を超えないもの イ 議決契約の契約金額が十億円以下の場合 五千万円 ロ 議決契約の契約金額が十億円を超える場合 議決契約の契約金額の百分の五に相当する金額と一億円とのうちいずれか低い金額
3	さいたま市	×
4	千葉市	×
5	横浜市	議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。 ア 当該議決を経た契約金額の1割以内の範囲における変更(当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年3月横浜市条例第5号)第2条に定める額未満の場合に限る。) イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更 ※契約条例第2条に規定する額は6億円
6	川崎市	工事請負契約について、議決契約金額の1割以内の変更金額(契約変更額は、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)第5条に定める額未満とする。)及び天候その他やむを得ない事由による完成期限の変更契約を締結すること。 ※契約条例第5条に規定する額は6億円
7	相模原市	工事請負契約について、議決契約金額の1割以内の変更金額(契約変更額が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年相模原市条例第22号)第2条に定める額未満のものに限る。)を締結すること。 ※契約条例第2条に規定する額は3億円
8	新潟市	×
9	静岡市	静岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成15年静岡市条例第54号)第2条に規定する議会の議決に付すべき契約につき、当該契約を最初に締結したときの契約金額(当該契約が変更により議会の議決に付すべき契約となったものであるときは、当該変更により議会の議決に付すべき契約になったときの金額)の100分の10に相当する金額(その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円とする。)の範囲内において変更契約を締結すること。
10	浜松市	議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、議決を経た契約金額の1割以内の額を減額する変更契約の締結に関する事。
11	名古屋市	議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額を変更すること。ただし、変更金額が議決契約金額の1割又は1億円を超える場合を除く。
12	京都市	×
13	大阪市	×
14	堺市	議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、設計変更の程度が著しい変更又は重要な部分の変更でない場合で、契約金額の1割以内の金額に係る変更契約を締結すること。
15	神戸市	×
16	岡山市	議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、次に掲げる変更契約を締結すること。 ア 設計変更の程度が著しい変更又は重要な部分の変更でない場合で、かつ、変更金額が2,000万円以内の契約金額の変更契約 イ 工事の目的達成上著しい変更又は支障が生じない場合における完成期日の変更契約
17	広島市	市議会の議決を経て締結した建設工事の請負契約について、次の各号の一に該当する場合において、変更契約を締結すること。 ア 工事の一部の設計変更で、その程度が著しい変更又は重要部分の変更でない場合において、請負代金額の変更のないとき又は請負代金額の増額若しくは減額が5,000万円を超えず、かつ、当該請負代金額の10分の1を超えないとき。 イ 当該工事費の予算繰越に伴い工事期間を延長するとき。 ウ 市長において、工事目的の達成上著しい支障がないと認めるものについて、2箇月を超えない範囲内において、工事期間を変更するとき。

18	北九州市	×
19	福岡市	×
20	熊本市	議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の1割以内の金額に係る変更契約を締結すること。
21	山口県	議会の議決を得た契約の金額を一件二千五百万円以下の範囲内で変更すること。
22	下関市	議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、議決を経た契約金額の10分の1の額(その額が1,500万円を超えるときは、1,500万円)以内の金額に係る変更契約(契約金額以外の議決項目をあわせて変更する契約を除く。の締結をすること。
23	宇部市	×
24	山口市	×
25	周南市	×
26	岩国市	×
27	下松市	議会の議決を得た契約の金額を1件300万円以下の範囲内で変更すること。
28	萩市	議会の議決を得た契約の金額を1件300万円以下の範囲内で変更すること。
29	長門市	議会の議決を得た契約の金額を、1件300万円以下の範囲内で変更すること。
30	田布施町	300万円以下
31	上関町	当初契約金額の1割以内、600万円以下
32	周防大島町	500万円以下
33	釧路市	第2条の契約について、次に掲げる契約の変更を必要とするときは、市長は、議会の議決を経ないで、これを変更することができる。 (1) 設計変更の程度が、著しい変更又は重要部分でない場合で、かつ、契約金額の1割以内の契約変更 (2) 工事の目的達成上著しい支障が生じない場合におけるしゅん工期日の契約変更
34	むつ市	むつ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年むつ市条例第5号。以下「条例」という。)に基づく契約及び財産の取得又は処分が議会の議決を経た後において当該契約及び財産の取得又は処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの
35	白岡市	工事又は製造の請負契約について、当初契約金額をその100分の5以内(ただし、その変更額又は変更額の累計額が500万円を超える場合を除く。に)において増額し、又は減額すること及び工期又は納期を1ヶ月以内において延長すること。
36	狛江市	工事請負契約の変更で、その変更が議会の議決を経た契約金額の1割以内の増額又は減額で、かつ、その増減額が3,000万円を超えない額であるもの
37	秦野市	議決により締結した工事請負契約について、その契約金額の10パーセント以内の額に係る変更契約を締結すること。ただし、変更することができる額は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年秦野市条例第32号)第2条に規定する額未満とする。
38	逗子市	工事請負契約について議決契約金額の100分の10以内の契約変更(契約変更額が1,500万円を超えるときは、1,500万円を限度とする。)及び天候その他やむを得ない事由による履行期限の変更契約を締結すること。
39	豊田市	議会の議決のあった工事又は製造の請負契約について、1,500万円以下の変更をすること。
40	伊賀市	議会の議決により締結した工事又は請負契約で、契約金額の5パーセント以内の変更契約を締結すること。ただし、契約変更額は2,000万円以内とする。
41	越前市	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年越前市条例第58号)に基づき議会の議決に付すべき契約で、契約締結後設計変更等により300万円の範囲内で契約変更をすること。
42	土佐清水市	議会の議決を経た工事又は製造の請負契約で1件につき250万円以下の契約金額の変更
43	米子市	議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の変更に係る金額の合計が1,500万円を超えない範囲の変更契約を締結す
44	竹田市	竹田市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例(平成17年竹田市条例第61号)第2条による議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約で、請負金額の増減額が、変更前の契約の金額の10分の1に相当する額を超えず、かつ、変更により延長する工期又は納期が1月を超えないとき。
45	上天草市	議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の1割以内かつ2,000万円未満の金額に係る変更契約の締結に関するこ
46	鹿児島市	議会の議決を経た工事の請負契約について、当該契約に係る契約金額の10分の1に相当する金額(その金額が5,000万円を超えるときは、5,000万円)の範囲内において変更契約を締結すること。